

【林業経済学会投稿規程】

(1996年4月4日制定)

(2012年11月9日改正)

(2024年3月10日最終改正)

1. 目的と範囲

『林業経済研究』は、林業、林産業、山村さらには人間と森林との幅広いかかわりに関する研究を対象として林業経済学会が定期的に刊行する学術誌であり、林業経済学の普及と発展を図ることを目的としている。

投稿は会員に限る。ただし、編集委員会からの依頼原稿についてはこの限りではない。筆頭著者以外の共同執筆者に非会員を含むことができる。

2. 原稿の種別とオリジナリティ

原稿は、論文、短報、その他とし、論文と短報については未出版、および他誌に掲載予定のないものに限る。ただし、口頭やポスターによる国内学会もしくは国際会議の発表はこの限りでない。

論文とは、独創性のある理論的または実証的な研究で、方法が明確なもの、または客観的な資料・考察に基づいて広い視点から論じたもの、研究動向を整理し、著者による論評や展望を加えたものをいう。短報とは、一連の研究の中間報告、公表の緊急性が高いデータや結果の提示、予察的な仮説の提示、調査報告など、研究記録にとどめておく価値のあるものをいう。その他とは、論文と短報に該当しないものをいう。

3. 言語および投稿

原稿は、和文または英文とし、編集委員会の定める『林業経済研究』執筆要領に従って作成しなければならない。原稿に引用されている書誌情報は、投稿時に著者以外の者が入手可能なものでなければならない。

原稿の投稿は、編集委員会の指定するウェブシステムから受け付ける。このウェブシステムを利用できない場合には、『林業経済研究』編集部にお問い合わせのこと。

4. 研究の公正性の担保

著者は、投稿時に提出する誓約承諾書に則り、研究の公正性を担保しなければならない。原稿の共著者は、研究の完成に実質的な貢献をし、原稿の執筆や改訂に加わり、最終版を承認した者に限られ、それぞれの役割が明確となっていることが必要である。

5. 利益相反

著者は、当該研究における利益相反の状態について投稿時に申告するとともに、それを原稿内に記載する。利益相反とは、当該研究の結果の解釈に影響する可能性のある第三者との経済的・非経済的関係を指し、試料・製品・装置等の提供、ライセンス、寄附金、謝礼、組織的または個人的な関係等を指す。

6. 査読プロセスと編集委員会の権限

原稿は、別に定める林業経済学会原稿審査規程に従い、複数の査読者による審査を受ける。査読プロセスは、別に定める原稿審査手順に関する申し合わせに従う。

原稿の採否は編集委員会が決定し、採否の文書をもって、筆頭著者ならびに **corresponding author** に採否の結果を通知する。

7. 校正

著者校正は原則として初校に限り、誤植の訂正にとどめる。

8. 著作権と再利用

『林業経済研究』に掲載した原稿の著作権は林業経済学会に帰属する。全ての原稿はオープンアクセスとし、J-STAGE において公開する。その再利用についてはクリエイティブ・コモンズ・ライセンス表示 4.0 国際 (CC BY) に従う。

9. 出版頻度と掲載順

『林業経済研究』は年間3回の出版とし、毎年3月1日に第1号、7月1日に第2号、11月1日に第3号を刊行する。『林業経済研究』への原稿の掲載は、原則として原則として論文、短報、その他の順とし、受理年月日順に行う。

10. 掲載料

原稿の執筆者は別表に定める掲載料を支払う。

11. 編集部

校正原稿、著作権譲渡承諾書および原稿（郵送投稿の場合）の送付、並びに投稿に関する問い合わせ先は下記の『林業経済研究』編集部とする。

〒113-0032 東京都文京区弥生 2-4-16 学会センタービル

一般財団法人学会誌刊行センター『林業経済研究』編集部

Tel: 03-3817-5821、Fax: 03-3817-5830、E-mail: jforecon@capj.or.jp

[Submission guidelines of the Japanese Forest Economic Society]

(enacted on April 4,1996)

(revised on November 9,2012)

(Last revised on 10 March, 2024)

1. Purpose and scope

The *Journal of Forest Economics*, published by the Japanese Forest Economic Society, is an academic journal that covers studies on forestry, forest products industry, mountain villages, and the relationship between humans and forests on a broad scale. The purpose of the journal is to promote the dissemination and development of forest economics.

Submissions are limited to the regular or student members. However, this restriction does not apply to manuscripts requested by the Editorial Board. Co-authors (those who are not the first author) may include non-members.

2. Types of manuscripts and originality

Manuscripts must be articles, short communications, and others. For articles and short communications, manuscripts must be unpublished and must not be scheduled to be published in other journals. However, this does not apply to oral or poster presentations made at domestic or international conferences.

An article is a theoretical or empirical study with originality and a clear methodology, a study of objective materials and observations discussed from a broad perspective, or a study in which research trends are organized and commentary and perspectives are added by the author(s). A short communication is an interim report of a series of studies, a presentation of data or results that should be released urgently, a presentation of a predictive hypothesis, or a field research report. It deals with research that deserves to be kept on record. "Others" are items that are neither articles nor short communications.

3. Language and submission

Manuscripts must be written either in Japanese or English and prepared in accordance with the Instructions for the Authors established by the Editorial Board. Bibliographic information in the manuscript must be accessible to the public at the time of submission.

We accept manuscript submissions through a web system designated by the Editorial Board. Contact the Editorial Office of *Journal of Forest Economics* if this system cannot be used.

4. Ensuring the fairness of research

Authors must ensure the fairness of research in line with the statement of pledge presented at the time of submission. Co-authors of a manuscript are limited to those who have made substantial contributions to the completion of the study, participated in the writing or revision of the manuscript, and approved the final version. Their individual roles must be clearly defined.

5. Conflict of interest

Authors must declare any conflict of interest in the study at the time of submission and mention

it in the manuscript. A conflict of interest is any economic or noneconomic relationship with a third party that may affect the interpretation of the results of the study. It refers to the provision of samples, products, equipment, and so on, as well as licenses, financial donations, honoraria, organizational or personal relationships, and so on.

6. Peer review process and the authority of the Editorial Board

Manuscripts will be peer-reviewed by multiple reviewers in accordance with the manuscript review rules of the Japanese Forest Economic Society, which are specified separately. The peer review process will follow the manuscript peer-review procedure agreement, which is specified separately. The acceptance or rejection of the manuscript will be decided by the Editorial Board. The first author and the corresponding author will be notified of the acceptance or rejection in writing.

7. Proofreading

In principle, proofreading by the author(s) is limited to the first proof. It is also limited to the correction of typographical errors.

8. Copyrights and reuse

The copyright of the manuscripts published in *Journal of Forest Economics* belongs to the Japanese Forest Economic Society. All manuscripts will be released on J-STAGE and accessed free of charge via the internet. The reuse of these articles will be subject to the Creative Commons Attribution 4.0 International (CC-BY-4.0).

9. Frequency of publication and the order in which articles are carried

The *Journal of Forest Economics* is published three times a year, with the first issue published on March 1, the second on July 1, and the third on November 1. In principle, *Journal of Forest Economics* will publish articles, short communications, and others, and in the order of the date of acceptance.

10. Publication fee

The author(s) of manuscripts must pay the publication fee as specified in the attached table.

11. Editorial Office

Proofread manuscripts, copyright transfer agreements, and submitted manuscripts (for submissions by postal mail) should be sent to the Editorial Office of *Journal of Forest Economics* at the address below. Any inquiries regarding submissions must also be directed to the Editorial Office.

Editorial Office of *Journal of Forest Economics*

Center for Academic Publications Japan

Add: 2-4-16, Yayoi, Bunkyo-Ku, Tokyo, 113-0032, JAPAN

Phone: +81- 3-3817-5821, Fax: +81-3-3817-5830

E-mail: jforecon@capj.or.jp

【林業経済学会原稿審査規程】

(1996年4月4日制定)

(2006年11月2日最終改正)

- 第1条 編集委員長は、編集委員会の議を経て、編集委員を含む2名以上の審査者を委嘱する。なお、非会員にも審査を委嘱することができる。具体的な審査の手順は編集委員会が別に定める審査手順による。
- 第2条 審査者は、以下の項目に照らして原稿を審査し、原稿審査報告書を編集委員会に提出する。加筆・修正の必要がある場合はその旨を記入する。
- (1) 分野：本学会誌に適切な分野であること。
 - (2) 論理性：論旨の展開が明快で記述も簡潔明瞭であること。
 - (3) 新規性：内容に新たな知見が盛り込まれていること。
 - (4) 体裁：形式や記述が『林業経済研究』執筆要領に準拠していること。
 - (5) その他：引用文献、図表等が適切に用いられていること。
- 第3条 編集委員会は、審査の結果、および加筆・修正等について、投稿者に報告する。
- 第4条 投稿者は、審査の結果に対して文書で意見を述べ、反論することができる。
- 第5条 編集委員会は、投稿者からの文書による反論があった場合、さらに審査者を加えるなど適切な措置を執って再度審査を行い、その結果を投稿者に報告しなければならない。
- 第6条 この規定の改正は編集委員会の提案にもとづいて評議員会が行う。

【原稿審査手順に関する申し合わせ】

(1999年7月26日制定)

(2006年11月2日改正)

(2023年4月21日改正)

(2025年3月22日最終改正)

審査にあたっては、以下のとおりの手順で行います。

1 審査手順

- (1) 編集委員会は、林業経済学会原稿審査規程に従って、審査を行います。
- (2) 審査期間、原稿の修正期間、審査判定に関する事項は下記のとおりとします。

2 審査期間、原稿の修正期間

- (1) 審査開始から判定までの期間は、第1審で4週間、それ以降は3週間を目途とします。
- (2) 著者による原稿の修正期間は、第1審後で6週間、それ以降は4週間を目途とします。
- (3) 審査は最長で第4審までを行い、第4審までに「掲載可と判定しました(判定A)」としない場合、審査を打ち切ります。
- (4) 審査結果通知後3か月経っても、著者から修正原稿の提出がない場合、原則として審査を打ち切ります。ただし、著者からの申し出により、産休・育休、病気療養、長期研修、異動、指導教員の長期不在などにより修正原稿の提出が難しい場合は修正期間の延長を認めます。

3 審査判定

審査判定は以下の4段階で行います。

A 掲載可と判定しました。

B 指摘事項について訂正すれば、編集委員会の判断で掲載可とします。

C 引き続き審査を継続します。指摘事項についての回答と訂正原稿の提出を求めます

D 掲載却下と判定しました。

4 この申し合わせの改正は編集委員会で決定し、理事会に報告を行います。

(附則削除)

【原稿審査の方針（内規）】

(1996年7月26日承認)

(2017年3月15日改正)

(2023年4月21日改正)

(2024年3月20日改正)

(2025年3月22日最終改正)

1 制度の考え方

(1) 編集委員会が担当編集委員を指名し、担当編集委員は主査を兼任し、責任を持って審査を行います。

(2) 編集委員会は原稿の審査の最終的な決定を行い、決定について責任を負います。

2 主査の役割

(1) 原稿の審査に責任を負います。

(2) 編集委員会が選定した副査候補名簿をもとに、1名以上の副査への依頼を行います。

(3) 「原稿査読に関する留意点」および「論文審査に関する留意点」をよく読み、それに従い原稿の審査を行い、原稿審査報告を Editorial Manager® に登録します。

(4) 副査の審査報告、および自らの審査報告を総合して判定を行い、著者宛の審査結果通知、審査判定を作成し、Editorial Manager® に登録します。

(5) 必要な場合は、編集委員会の承認のもと副査を追加または変更することができます。

(6) 編集委員会に対して最終的な判定についての決定を求めます。

(7) 必要な場合には審査に関する編集委員会の開催を要求することができます。

3 編集委員会の役割

(1) 原稿の審査について最終的な決定を行い、決定について責任を負います。

(2) 原稿ごとに担当編集委員兼主査を指名し、編集委員長・主事の協議により副査候補の名簿を作成し、候補者に打診して副査を決定します。

(3) 公正な投稿および審査が行われ、論理的、倫理的な問題がないことを確認します。審査結果に問題がある場合、審査のやり直し、審査者の追加または交代を行うことがあります。

(4) 審査結果について、著者へ最終的な決定の通知を行います。

(5) 決定に不服のある著者は編集委員会に対して異議申し立てをすることができ、編集委

員会はこれを審議して適切な対処を行います。

- (6) 著者からの申し出により、産休・育休、病気療養、長期研修、異動、指導教員の長期不在などにより修正原稿の提出が難しい場合は修正期間の延長を認めます。

4 副査の役割

- (1) 「原稿査読に関する留意点」および「論文審査に関する留意点」をよく読み、それに従い原稿の審査を行います。
- (2) 原稿審査報告を Editorial Manager®に登録します。

5 編集委員の名前が含まれる原稿の審査

- (1) 編集委員が著者となっている原稿については、当該編集委員をすべての審査過程から除いて審査を行います。

6 審査期間、原稿の修正期間

- (1) 審査開始から判定までの期間は、第1審で4週間、それ以降は3週間を目途とします。
- (2) 著者による原稿の修正期間は、第1審後で6週間、それ以降は4週間を目途とします。
- (3) 審査は最長で第4審まで行い、第4審までに「掲載可と判定しました（判定A）」としない場合、審査を打ち切ります。但し、判定Aには担当編集委員の裁量の範囲の修正で掲載可となるものを含めます。
- (4) 審査結果通知後3か月経っても、著者から修正原稿の提出がない場合は、原則として審査を打ち切ります。

7 この内規の改正は編集委員会で決定し、理事会に報告を行います。

(附則削除)